

人権擁護委員制度をご存じですか

お気軽にご相談ください

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生したのです。これが人権擁護委員制度の始まりです。

群馬県の人権擁護委員は、6月1日を『人権擁護委員の日』と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせております。

本町には、町長から推せんされ、法務大臣が委嘱した3人の人

権擁護委員がおります。(敬称略)

柿沼 昭博 江口 浩一 石川 實 矢島 浩三 奈良 松男 田島 浩二

相談所を開設します

相談所開設の日時・場所は次のとおりです。

日時 6月15日(火) 午前10時～午後3時
場所 役場会議室
相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

住民課

内線338

総務省からの重要なお知らせ

太田テレビ中継局にアンテナを向けてテレビをご覧の皆様へ

太田テレビ中継局のアナログテレビ周波数(チャンネル)変更対策が6月1日より開始します。群馬テレビ放送のみ、現在の36チャンネルから31チャンネルに変更となります。現在ご覧のテレビで、群馬テレビ放送のテレビ画面左下に半透明で36の表示がある場合、そのテレビは太田テレビ中継局を受信していますので対策工事が必

要です。この表示は6月23日(水)までの午前9時から午後5時までを予定しています。
平成16年6月1日(火)から6月30日(水)までの期間に、テレビ・ビデオ等のチャンネルの再設定を行いませんと、7月以降、群馬テレビ放送が視聴できなくなります。

群馬地域受信対策センターでは、調査の結果、太田テレビ中継

局を受信してテレビをご覧になっているご家庭には、5月上旬「アナログ周波数変更工事等申請書」「工事希望のお尋ね」「返信用封筒」等を郵送いたします。この申請書等が届きましたら、内容をご確認いただき、必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒に入れ、5月20日(木)の締切日までに必ずご返送ください。これが給付金の申請手続きです。申請手続きをお早めに済まされますようご協力をお願いいたします。

店舗、会社、事業所、ホテル、旅館等は、日常生活の場でない事から、対策期間(6月1日～6月

30日)内にアナログ周波数変更対策工事を自費で行っていただくこととなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ
アナログテレビチャンネル変更対策群馬地域受信対策センター
フリーダイヤル
0120 357 488
携帯・PHS・公衆電話
027 210 9381 通話料有料 平日「午前9時～午後9時」土、日、祝日「午前9時～午後6時」

企画課
内線340

環境省の 대기環境基準値を下回る

大気中のダイオキシン類調査結果

町では、平成15年度に大気中のダイオキシン類調査を東部・中部・西部の3地点で各2回(8月・2月)実施しました。結果は、年平均値が環境省の大気環境基準値の0.6を下回る1立方メートル当たり0.145から0.235ピコグラムでした。1ピコグラムは、1兆分の1グラムです。

環境課
☎(84)4686

町内3地点での調査結果

採取地点	採取日	測定値	大気環境基準値
千津井地内	8月21日～28日	0.15	0.6 (年平均値) pg-TEQ/m ³
	2月13日～20日	0.17	
	年平均値	0.16	
新里地内	8月21日～28日	0.27	
	2月13日～20日	0.20	
	年平均値	0.235	
川俣地内	8月21日～28日	0.11	
	2月13日～20日	0.18	
	年平均値	0.145	